

2025

これから事業を始められる方へ

創業保証ハンドブック



中小企業者の良きパートナー

NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION



名古屋市信用保証協会

未来に向かって、
私たちと一緒に

夢を現実に
しませんか？



はじめに

このハンドブックは、創業をお考えのかたや創業されて
間もないかたに、当協会の信用保証をご利用いただくため、
そのお手伝いができたらとの思いから作成したものです。

保証制度やお申込みについての書類などは、別途資料を
当協会にて用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、当協会ホームページからでもご覧いただけます。

このハンドブックがお客様の今後のご活躍への一助と
なれば幸いです。



ご注意ください！

- ★暴力団等の反社会的勢力は、一切保証対象となりません。
- ★暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者が介在・介入する保証申込は、すべてお断りします。
- ★申込人以外のかた（暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者）の交渉・同席はお断りします。
- ★不正に手数料等を要求する、金融あっせん屋等には十分ご注意ください。
信用保証を行うにあたり、所定の「保証料」以外の手数料やあっせん料などは、一切必要ありません。

★「信用保証協会」の類似名称を使用した機関・団体からの電話、ダイレクトメール等にはご注意ください。

信用保証協会は、これらの機関・団体とは一切関係がありません。不審な勧誘を受けた場合や、被害やトラブルに巻き込まれた場合には、すぐに最寄の警察署や消費者センターなどにご相談ください。

※信用保証協会でない者が「信用保証協会」と称すると、処罰の対象となります。（信用保証協会法第58条）

信用保証制度を悪用する行為を排除します！



目 次

掲載ページ

名古屋市信用保証協会について

1

ご利用のメリット

2

当協会をご利用いただけるかた

3

創業計画書を作る前に

4

創業計画書を作成してみましょう

5~10

お申込みについて

11~13

ご相談・お申込みの窓口

裏表紙

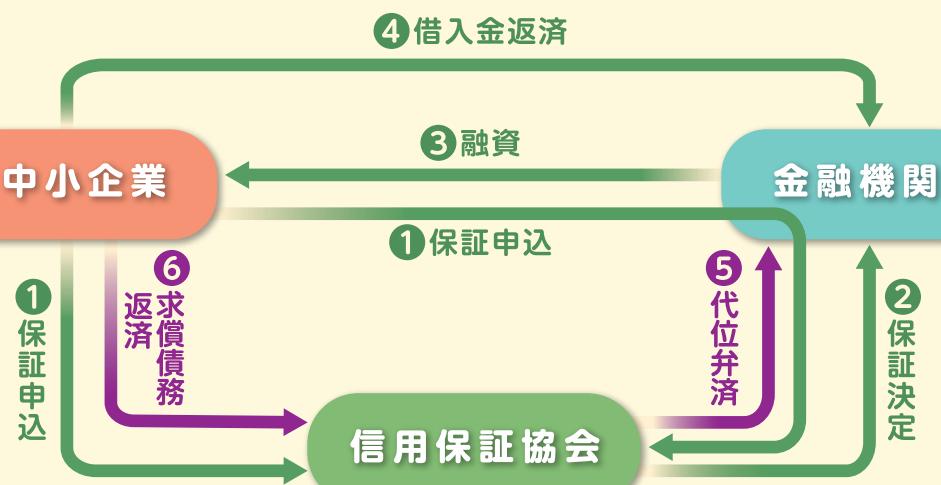




名古屋市信用保証協会について

名古屋市信用保証協会は、中小企業のみなさまの金融の円滑化を図るために設立された公的機関です。事業を始められるかたや既に営んでいるかたが金融機関から事業資金を借入するときに「公的な保証人」となり、資金調達をサポートしております。

信用保証制度のしくみ



- ① 原則、金融機関へお申込みください。
・お申込みの内容によっては、当協会窓口でもお申込みいただけます。
- ② 信用保証協会は、創業計画等を検討し保証の諾否を決めて金融機関に連絡します。
- ③ 保証決定の通知を受けた金融機関は資金を融資します。※
- ④ 融資を受けられたときの条件により、借入金を金融機関に返済してください。
(借入後の返済方法の変更も可能ですので、ご相談ください。)
- ⑤ 万一、何らかの事情で返済ができなくなった場合は、お客様に代わり、一旦信用保証協会が、金融機関に借入金を一括弁済します。
- ⑥ その後、ご相談のうえ、信用保証協会に求償債務を返済していただきます。

※融資を受けられる際に、所定の保証料を当協会にお支払いいただきます。





ご利用のメリットについて

金融機関からの融資が受けやすい

当協会がお客様の公的保証人となるため、金融機関から円滑に借入をしていただけます。

金利は低率・固定、保証料も優遇

名古屋市による「融資制度」につきましては、金利、保証料とも優遇されており、かつ固定金利にてご利用いただけますので、返済計画が立てやすくなっています。

「名古屋市融資制度」とは

- 名古屋市では、中小企業者を支援するために、必要な事業資金を円滑に調達することができるよう融資制度を設けています。
- 融資制度は、中小企業者のかたが利用しやすいよう、原則として、長期・低利・固定金利となっています。
- 創業者のかたを対象とした融資制度として「新事業創出資金」があります。
(「ご利用いただけるかた」は3ページをご参照ください。)

※ 名古屋市融資制度以外にも創業に関する保証をご用意しておりますので、詳しく述べは当協会へお問い合わせくださいか、当協会ホームページをご覧ください。

連帯保証人

平成26年2月1日適用の経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重した対応をします。

- ① 法人の場合・・・必要となる場合があります。ただし代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- ② 個人の場合・・・連帯保証人は原則として不要です。
- ③ 組合の場合・・・必要となる場合があります。ただし、代表理事以外の連帯保証人は原則として不要です。なお、個々の組合の実情に応じて他の理事を連帯保証人に要する場合があります。また、転貸賃金については、代表理事の他、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人に要します。

ただし、次の(ア)～(ウ)の場合は連帯保証人とすることがあります。

- (ア) 実質的な経営権を有しているかた、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限ります。）が連帯保証人となる場合
- (イ) 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- (ウ) 財務内容やその他経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証の許容額を超える保証依頼があり、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

※新事業創出資金を利用し、スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は連帯保証人は不要です。





当協会をご利用いただけるかたについて

事業規模、所在地、業歴、許認可等について、一定の要件を満たした中小企業のかたがご利用いただけますが、下記の点については、特にご注意ください。

■ 事業所所在地について

名古屋市内で事業を営む予定(ただし名古屋市内に住所のあるかた)または名古屋市内で現に事業を営んでいる中小企業のかたにご利用いただけます。

■ 業種について

ほとんどの業種が対象となります。農林漁業、遊興飲食店の一部、金融業の一部、性風俗関連業種、その他一部の業種は対象となりません。

■ 許認可等について

許認可等を必要とする業種については、原則当該業種にかかる許認可等を受けていることが必要です。

新事業創出資金（名古屋市融資制度）をご利用いただけるかた*

名古屋市内で開業予定、または開業した個人または会社で、次の①～④のいずれかに該当するかた。

①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに個人開業するか、または2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始しようとするかた。

(※名古屋市の特定創業支援等事業による支援を受けたかたは6か月以内)

②事業を営んでいない個人で、新たに個人で開業または会社を設立してから5年未満であるかた。

③創業者である個人事業主が設立した会社であり、創業(事業開始)から5年未満であるかた。

④会社が、新たに会社を設立(分社化)しようとするか、または新たに設立(分社化)された会社で設立してから5年未満であるかた。

*特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みです。

* 新事業創出資金の融資条件については、11ページをご参照ください。

【ご注意ください!】

- **開業前のかた**(上記①)は、**名古屋市内に住所があることが必要です。**
- 許認可等は原則として、**保証決定時(P13 お申込みについて③「⑤保証決定」参照)**
に必要です。ただし、申請中であってもお申込みは可能です(その場合、**融資実行前に支払いが発生するケースがある為**、資金調達計画にご注意ください)。



創業計画書を作る前に

創業計画書を作成するには、様々な事柄を検討、決定する必要があります。
まず手始めに、以下の項目について理由を意識しながら、確認してみましょう。

どのような経営を目指しますか？

知識や経験は充分お持ちですか？

周りのかたは賛成していますか？

どういったかたをお客さまとして考えていますか？

同業他社との違いは何ですか？

事業所、店舗の場所は決めていますか？

事業を始めるタイミングはいつですか？

売上予測や資金調達に無理はありませんか？

自己資金は充分に準備できていますか？

では、以上の項目を踏まえたうえで、次ページ以降の創業計画書を作つてみましょう。



創業計画書を作成してみましょう①

創業計画書の様式は、当協会ホームページよりダウンロードしてご利用いただけます。

記入例

(創業関連保証・再挑戦支援保証用)

創業・再挑戦計画書

名古屋市信用保証協会 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

[申込人]

住 所 愛知県名古屋市中区栄二丁目〇〇番〇〇号

会 社 名

氏名または
代表者名

名古屋 花子

事業を始める為に必要となる許可等については、事前の確認が必要。

開業日は調達やその他事情を考慮し、無理のないように設定。

1. 事業概要

開業形態	個人事業		商号(個人) 会社名(会社)	なごもカフェ
開業(予定)住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市■区●●△丁目〇〇番〇〇号			電話 052(〇〇〇)〇〇〇〇
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
業種	飲食業(喫茶店)		資本金	〔会社設立(予定)の場合〕 円
許可等 〔許可等取得が必要な場合〕	(種類) 飲食店営業許可 (許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	食品衛生法 〔取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]	
従業員数	1 名	取扱品 コーヒー、ジュース 軽食等	仕入先 (有)〇〇コーヒー 〇〇商店(株)	
開業動機・目的	従来から飲食店経営に興味があり、独立開業を目指して準備をしていたところ、今般立地条件の良い物件が見つかり、自己資金の目安も立ったところから独立を決意。			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得 〔会社設立予定の場合〕	学生時代から喫茶店で10年間店長として勤め、店舗運営や調理のノウハウを習得。 食品衛生管理者			
出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

事業に必要な知識や経験、技術等の習得状況を記載。

事業の目的や社会的意義も創業の重要な要素。

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定期限等）を具体的に記入してください。）（飲食店営業許可について申請（受理）済み）
- キ その他（具体的に記入して下さい店舗内外装工事代金のうち手付金支払い済み）

現状の着手状況チェック。

○印がついた項目は、別途領収書、契約書、許可証（受理印のある申請書含む）等の写しを提出。





創業計画書を作成してみましょう②

記入例

自ら創業のために準備した資金。生活資金(家計費)は除く。

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金	金額	調達の方法	金額
不動産取得費、内装工事費、敷金、人気保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
入居保証金	600	3,000	
店舗内外装工事	4,100		
テーブル・椅子	1,000		
調理器具・食器	2,000		
冷蔵庫	500		
		親戚・知人等からの借入	千円
		(内訳・返済方法)	
		当協会への保証申込みにかかる資金は「金融機関からの借入」へ記載。 借入金額、期間や毎月返済額について、無理がないように検討。	
		金融機関からの借入	千円
		(内訳・返済方法)	
		☆☆銀行★★支店	7,000
仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
商品・材料等仕入資金	1,044		
人件費等	292		
その他資金	464		
		「必要な資金」とその「調達方法」の それぞれの合計は一致。	
合計	10,000千円	合計	10,000千円

4. 収支計画(今後1年間分)

支	出	収	入		
仕 入 高	6,264	千円	売 上 高	22,464	千円
外 注 工 費		千円	工 賃 収 入		千円
人 件 費	3,504	千円	雜 収 入		千円
		千円			千円
そ の 他 費 用	5,568	千円			千円
利 益	7,128	千円			千円
計	22,464	千円	計	22,464	千円

原則、月単位で計算し、その積算を1年間分として記載(9ページの「月別収支計画」をご利用ください)。収支計画は、今後の事業運営の成否に直結する非常に重要な項目。客観的な視点を持って、可能な限りの根拠付けが必要。それによりお客様ご自身が、自信を持って事業を始めることができます。



創業計画書を作成してみましょう③

記入例

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
一般客	年 22,464 千円	現金	(有)○○コーヒー	年 4,823 千円	現金
	年 千円		○○商店(株)	年 1,441 千円	現金
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存 返済期間	年間 返済額
☆☆銀行★★支店	住宅ローン	25,000 千円	240 ケ月	1,250 千円
		千円	ケ月	千円
		千円	ケ月	千円
		千円	ケ月	千円
		千円	ケ月	千円
		千円	ケ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

7. 自己資金算定額

自己 資 金 等	種類	明細			金額
	普通預金				千円
	定期性預金	☆☆銀行★★支店		3,000	千円
	有価証券等				千円
	入居保証金等	入居保証金 450千円+前家賃(○○月分)150千円		600	千円
	設備充当等	店舗内外装設備工事代金のうち手付金		500	千円
					千円
					千円
借入 金 等	合計				① 4,100 千円
	借入先	資金使途	残存 返済期間	年間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
	☆☆銀行 ★★支店	住宅ローン	240 ケ月	1,250 千円	2,500 千円
			ケ月	千円	千円
			ケ月	千円	千円
			ケ月	千円	千円
			ケ月	千円	千円
			ケ月	千円	千円
			ケ月	千円	千円
	合計				② 2,500 千円
自己資金額(① - ②) =					③ 1,600 千円

「自己資金等」 - 「借入金等」 = 「自己資金額」

「自己資金等」は創業のために自ら準備した資金(生活資金等は含みません)。

既に創業する事業に対して支払ったものがある場合も記載。

「借入金等」は創業・再挑戦計画書項目「6. 借入金等状況」と同様。



創業計画書を作成してみましょう④

記入例

8. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

ターゲット：子供を伴う主婦・家族。

店舗立地：住宅街の一角。

（大通り沿いではないが、駐車スペースを確保でき、ゆっくりと過ごせる。）

価格設定：近隣他店と比べて少し割高だが、季節ごとのこだわりメニューを用意。

子供も一緒に楽しめるよう、キッズメニューを揃える。

集客方法：ネットや口コミを積極的に利用。

チラシやクーポンを使ってリピーターを確保。

イベント・季節ごとに各種パーティーや催事を企画。

喫茶店勤務で培った知識や経験を活かし、地域の活性化に役立てるよう一生懸命頑

張ります。

創業計画書の各項目で記載できなかった検討点を補足的に記載。

書ききれない場合は、本項目へ要点だけを記載し、詳細については別紙への記載でも可能。



創業計画書を作成してみましょう⑤

月別収支計画

季節変動や将来の販売、受注動向等を勘案し、具体的に作成。

完成後、太枠の「年間計」を6ページの創業・再挑戦計画書項目「4. 収支計画（今後1年間分）」へ転記。

■月別収支計画（開業後1年間分）

(単位:千円)

開業月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年間計
売上高													
収工賃収入													
入雑収入													
収入計													
仕入高													
売上総利益													
外注工賃													
人件費													
水道光熱費													
旅交通費													
その他通信費													
広告宣伝費													
消耗品費													
地代家賃													
その他													
その他費用計													
利益													

□ = 「収支計画」への転記箇所



MEMO





お申込みについて①

新事業創出資金（名古屋市融資制度）の融資条件*

【令和7年4月1日現在】

融資限度額	3,500万円							
資金使途	運転資金・設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)等対象とならない資金もあります。							
融資期間 融資利率	運転・設備 3年以内 年1.0% 運転・設備 5年以内 年1.1% 運転・設備 7年以内 年1.2% 設備 10年以内 年1.3% <small>※12か月以内の据置期間を含みます。 ※令和5年度以降に名古屋市スタートアップ企業支援補助金において、一定の評価を受けた場合は、利率を0.1%引き下げます。</small>							
返済方法	分割返済							
保証料率	年0.79%（スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は年0.99%） <small>ホームページにて保証料のシミュレーションができます。 https://www.cgc-nagoya.or.jp/guide/simulation.html</small>							
担保	不要							
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし法人代表者以外は原則不要です。 (スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は不要です。)							
責任共有制度	対象外（100%保証）							
取扱金融機関	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>銀行</td> <td>三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・ 静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち</td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・ いちい・蒲郡・知多・東濃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>商工組合中央金庫・信用組合愛知商銀</td> </tr> </tbody> </table>		銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・ 静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち	信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・ いちい・蒲郡・知多・東濃	その他	商工組合中央金庫・信用組合愛知商銀
銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・ 静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち							
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・ いちい・蒲郡・知多・東濃							
その他	商工組合中央金庫・信用組合愛知商銀							
申込受付窓口	取扱金融機関（愛知県内店舗）、名古屋市経済局産業労働部 中小企業振興課、当協会							

* 新事業創出資金をご利用いただけるかたの詳細については、3ページをご参照ください。

*日本政策金融公庫との協調融資の場合、「協調推進枠」でのご利用となります。



お申込みについて②

お申込みに必要となる書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - 創業・再挑戦計画書
 - 印鑑証明書
 - 所得証明書または課税証明書（開業前2年度分）
 - 自己資金がある場合、自己資金の確認できる資料（金融機関の通帳など）
 - 借入金がある場合、借入金を証する書面（償還表など）
 - 不動産をお持ちの場合、不動産登記簿謄本
 - 設備資金の場合、計画を証する見積書、契約書等
 - 税務署に開業届出書・法人設立届出書等を提出している場合はその写し
 - 法人の場合、法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）および定款（写し）
 - 許認可を要する事業で、既に許認可を取得している場合、許認可証（写し）
 - 事業を開始している場合、試算表等
 - 決算期を迎える場合、確定申告書（写し）または決算書（写し）
 - 特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、名古屋市長の証明書の写し
 - 協調推進枠の場合は、個人情報の提供に関する同意書（日本政策金融公庫協調用）またはお申込紹介状
- 当協会所定様式
※創業・再挑戦計画書については、
当協会ホームページより
ダウンロードできます。

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

次のページはお申込み以降の流れです。



お申込みについて③

お申込み以降の流れ

① 保証申込

信用保証委託申込書および必要書類をご提出いただきます。
必要書類は、申込書およびホームページ等でもご案内しています。

② 書面確認

お申込みの内容や創業計画等を確認します。

③ 面談・現地訪問

面談・現地訪問を行います。

④ 保証審査

保証の諾否を審査します（減額の場合もあります）。

⑤ 保証決定

保証審査の結果、保証決定となれば
「信用保証書」を発行します。

⑥ 貸付実行

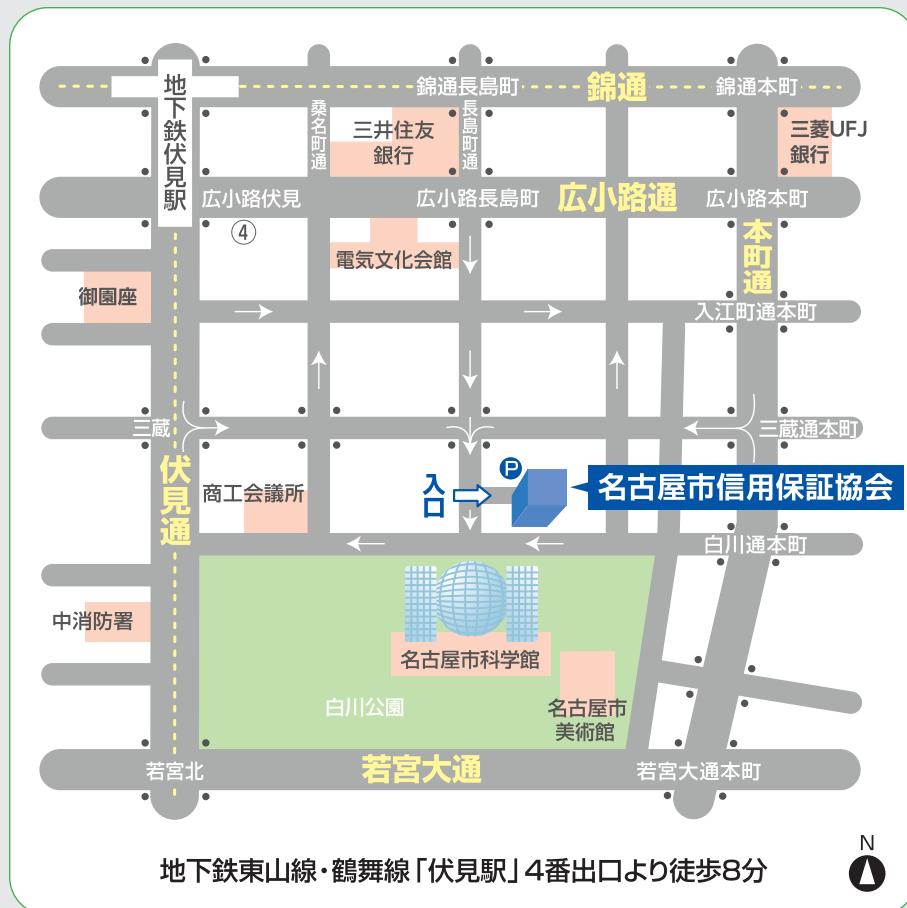
金融機関と契約を締結のうえ、貸付が実行されます。
(信用保証委託契約書の作成・提出も行っていただきます。)

※業務上、取得・利用等をさせていただくお客様の個人情報の取扱いについては、適正な措置を講じ保護に努めてまいります。

ご相談・お申込みの窓口について

TEL 052-212-3060

月～金 午前9時～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)



地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口より徒歩8分



中小企業者の良きパートナー
NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION
名古屋市信用保証協会

〒460-0008
名古屋市中区栄二丁目12番31号
www.cgc-nagoya.or.jp

名古屋市信用保証協会

検索

